

○みなかみ町補助金等に関する規則

平成17年10月1日

規則第28号

(趣旨)

第1条 補助金等の交付については、法令又は条例若しくは他の規則に特別の定あるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、町が町以外の者（国、県他の市町村及びこれらの機関並びにこれらに類似する者を除く。）に交付する補助金、負担金、交付金、利子補給金等であって、相当の反対給付を受けない給付金をいう。

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいい、「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

3 この規則において「間接補助金等」とは、町の補助金等の交付を、その交付又は貸付けの直接又は間接の原因又は条件として、かつ、当該補助金等交付の目的に従って相当の反対の給付を受けないでなす給付金又は利子を軽減して貸し付ける貸付金をいう。

4 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助金等の交付又は貸付けの対象となる事務又は事業を行う者をいう。

(交付の公示)

第3条 重要な補助金等を多数の者に交付する場合は、あらかじめ交付に関して必要な事項を関係人に通知し、必要なときは公告するものとする。

2 前項の通知には、次条及び第5条第3項に定める事項の全部又は一部を掲げるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）に所定の補助事業等計画書、予算書その他町長の指示する必要な書類を添え、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書、書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添付書類は、町長が特に認めた場合は省略することができる。

(交付決定)

第5条 前条の申請に基づき審査を行い当該補助金等を交付すべき者と認めたときは、補助金等交付指令書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金等の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項について修正を加えて、交付の決定をすることがある。

3 第1項の指令には、次の条件を付し、かつ、これを履行させるものとする。

- (1) 補助事業等終了後10日以内に事業報告書及び決算書又は精算書を提出すること。
- (2) 補助の目的に反するときは、補助金等の一部又は全部の返還をすること。

- (3) 町長又はその委任を受けた者の調査若しくは監査委員の監査に応ずべきこと。
- (4) 事業が長期にわたるものは、中途において事業経過報告書を提出すること。
- (5) 事業に対する条件その他必要なこと。

4 前項の記載事項は、その一部を省略することがある。

5 交付の決定に異議ある者は、特に定める場合のほか、交付の決定のあった日から15日以内に、町長に異議の申立て又は申請の取下げをしなければならない。

6 前項の異議の申立て又は申請の取下げは、文書をもってしなければならない。

(請書の提出)

第6条 町長は、必要と認めるときは、補助事業者等から事業の実施について請書(様式第3号)を徴することができるものとする。

(中止又は変更)

第7条 補助事業等を中止し、又は補助事業に変更を加えようとするときは、補助金等交付変更(中止)申請書(様式第4号)により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請に係る補助事業等を決定するときは、第5条の規定に準じ措置するものとする。

(交付の条件)

第8条 補助事業者等が指令された補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(様式第5号)に事業の状況調べその他必要な書類を添え、町長に提出しなければならない。

2 町長は、補助事業等の完了により、当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合において必要があると認めるときは、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を町に納付すべき旨の条件を付するものとする。

3 町長は、補助金等の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、その他必要な条件を付するものとする。

(補助金等の額の確定・交付・返還)

第9条 第13条により、補助事業等に係る成果の報告を受けた場合においては、町長は、その成果が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該額を交付するものとする。

2 補助金等の額の確定前においても相当の理由があると認めるときは、町長は、補助事業者等に対し前金払又は概算払をすることができる。

3 既に確定額を超えて補助金等の交付の決定を受けているときは、当該補助事業者等は確定額を超えている部分に相当する額を、町長の定める期間内に返還しなければならない。

(補助事業者等の義務)

第10条 補助事業者等は、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない

い。

2 補助事業者等は、間接補助事業者等のなす間接補助金等に係る事業について、その交付目的に適合した使用が行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(補助事業等の執行についての町長の承認)

第11条 補助事業者等は、次の場合は町長に報告し、町長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業等の内容又は経費の配分の変更(町長があらかじめ認める軽微なものを除く。)をするとき。

(2) 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者等は、別に定めるところにより、補助事業等の執行状況を町長に報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに実績報告書(様式第6号)を提出しなければならない。

2 前項の場合において、町長が報告期日を別に指定したときは、指定された日までとする。

(事情変更による交付の決定の取消し等)

第14条 町長は、補助金等の交付の決定をした場合においても、その後の事情の変更により補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

2 前項の取消しによって、補助事業者等に損害を与えたときは、申請に基づき町長が相当と認めたときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)第6条に規定する補助金相当額を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第15条 補助事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 不正な手段によって、補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) 交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、条例、規則若しくはこれに基づく処分に違反したとき。

(4) 補助事業等を予定の期間内に完了しなかったとき又は完了することが不可能若しくは著しく困難であると町長が認めたとき。

2 間接補助事業者等が、前項第1号、第2号若しくは第3号に該当する場合又は同項第4号に準ずる場合は、町長は補助事業者等に対する当該間接補助金等に係る補助金等の

交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

3 国及び県の補助金等に係るものにあつては、国及び県の補助金等の交付の決定の全部又は一部が取消しされたときは、当該国及び県の補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

4 前3項の規定は、補助事業者等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用する。

(補助金等の返還)

第16条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定が取消しされたときは、当該取消しに係る補助金等を町長の定める期限内に返還しなければならない。

(是正のための措置)

第17条 第15条第1項の規定によって交付の決定を取り消す場合においては、町長は補助事業者等に対し、補助金等の交付の決定を取り消すことがある旨を告げ、その是正を求めるものとする。

2 前項の規定は、第15条第2項の規定により取り消す場合について準用する。

(他の補助金等の一時停止)

第18条 補助事業者等が、返還金、加算金及び延滞金の全部又は一部を納付しないときは、その者に対して交付すべき他の補助金等を当該額を限度として交付しないことがある。

(調査)

第19条 町長は必要があると認めるときは、補助事業者等に対して報告させ、又は職員をして必要な調査をさせることがある。

2 前項の報告の聴取又は調査に対して、補助事業者等は協力しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の月夜野町補助金等に関する規則（昭和51年月夜野町規則第11号）、水上町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和52年水上町規則第4号）又は新治村補助金等に係る要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

みなかみ町長 様

住 所
(団 体 名)
(代表者名)



補助金等交付申請書

次の事業(事務)に対し、補助金等を交付するようみなかみ町補助金等に関する規則第4条の規定により申請いたします。

記

1 補助事業等の名称	
2 総事業(事務)費	
3 補助金等の額	
4 補助事業等の概要	
5 着手年月日	
6 完了年月日	
7 添付書類	事業計画書、予算書、補助金等を必要とする理由書等
8 備 考	

様式第2号(第5条関係)
(指令番号)
みなかみ町補指令第 号

住 所
(団 体 名)
(代表者名)

補助金等交付指令書

年 月 日申請のあった補助金等交付申請に対し、下記のとおり補助金等を交付
します。

年 月 日

みなかみ町長



記

1	補助事業等の名称	
2	補助金等の額	円
3	条 件	(1) 補助事業等終了後10日以内に事業(事務)報告書及び決算書又は収支精算書を提出すること。 (2) 補助事業等の目的に反するときは、補助金等の一部又は全部の返還を命ずることがある。 (3) 町長又はその委任を受けた者の調査若しくは監査に 応ずべきこと。 (4) 補助事業等が長期にわたるものは、中途において事業 (事務)経過報告書を提出すること。

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

みなかみ町長 様

住 所
(団 体 名)
(代表者名)



請 書

年 月 日付け(指令番号)で補助金等交付決定のありました下記の事業(事務)
は、指令書を遵守し、事業をお請けいたします。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 実施事項 指令書記載のとおり

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

みなかみ町長 様

住 所
(団 体 名)
(代表者名)



変更
補助金等交付 申請書
中止

年 月 日付け(指令番号)で交付決定のありましたこの事業(事務)について、次のとおり(変更・中止)したいので、みなかみ町補助金等に関する規則第 条の規定により申請いたします。

記

1	補助事業等の名称				
2	総事業(事務)費	変更前	円	変更後	円
3	補助金等の額	変更前	円	変更後	円
4	補助事業等の概要				
5	着手年月日	変更前	円	変更後	円
6	完了年月日	変更前	円	変更後	円
7	変更 中止 の事由				

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

みなかみ町長 様

住 所
(団 体 名)
(代表者名)



補助金等交付請求書

年 月 日付け(指令番号)で補助金等交付決定のあった事業(事務)について、下記によって交付されたく請求いたします。

記

1	補助事業等の名称	
2	補助金等決定額	円
3	前回までの受領額	円
4	今回請求額	円
5	添付書類	(1) 事業(事務)の状況調べ (2) その他
6	その他(振込先)	金融機関名 支店 口座番号 代表者名

様式第6号(第13条関係)

年 月 日

みなかみ町長 様

住 所
(団体名)
(代表者名)



補助金等事業実績報告書

年度みなかみ町補指令第 号で補助金の交付を受けた補助事業について、みなかみ町補助金等に関する規則第13条の規定によりその実績を報告します。

記

1 補助事業等の名称			
2 総事業費	円		
3 補助金等の額	国県費 円	町費 円	計 円
4 補助事業の概要			
5 着手年月日	年 月 日		
6 完了年月日	年 月 日		
7 添付書類	事業実績書、収支精算書		
8 備考			

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第13条関係)